

消費生活 相談

強引な不動産の訪問販売トラブルに注意しましょう！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287- 0858）

全国の消費生活センターには、「突然業者が訪問し、会社名や目的を告げずに個人情報を聞き出し、執拗に不動産の勧誘をされた」という相談が多く寄せられています。アパートなどに一人で暮らす方などは、このような強引な勧誘に狙われやすいため注意が必要です。トラブルに遭わないための一番の対策は、「玄関ドアを開けない」ことです。悪質な訪問業者の場合は、警察に通報するなど、単独で対応しないようにしましょう。



【悪質不動産業者の手口・特徴】

- ▽会社名や目的を告げずに訪れ、個人情報などを聞き出す。
- ▽断ると人格を否定され、営業妨害などと言って、土下座を強要する。
- ▽高圧的な態度で契約を迫る。
- ▽断っても長時間居座る。
- ▽夜間でも訪問してくる。

相談事例

【事例1】一人暮らしのアパートに「住宅について考

えませんか」と不動産業者が訪問してきて、家に入ると年収や預金額などの個人情報を探められた。

【事例2】いきなり来訪した不動産業者に、「賃貸より持ち家の方が安い」などと言われ、建売住宅の契約を迫られた。

【事例3】いきなり来訪した不動産業者に、強引に建売住宅の内覧に連れていかれ、契約を迫られた。

【事例4】いきなり来訪した不動産業者に、「帰ってほしい」と伝えたがなかなか帰らず、深夜まで勧誘された。



被害に遭わないために…

- ▽玄関は開けず、インターホン越しに対応する。
- ▽曖昧な返事はせず、きっぱりと断る。
- ▽内容が分からない書面には、絶対に署名しない。
- ▽何度言っても帰らないときは、警察に通報する。
- ▽一人で悩まず、まずは家族に相談する。

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

国民年金
だより



「国民年金保険料」は社会
保険料控除の対象です

■「社会保険料控除証明書」は11月初旬に送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、日本年金機構から11月初旬に送付されます。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付する方には、令和7年2月に、同様の証明書が送付されます。証明書は大切に保管し、年末調整や申告の際にご使用ください。

■支払った全額が所得控除の対象となります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、村・県民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除は、社会保険料（国民年金・厚生年金・国民健康保険・健康保険等）を納付（給与天引きを含む）したときに受けられる所得控除で、申告できるのは1月1日～12月31日に納付した社会保険料の金額です。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納付を証明する書類（控除証明書や領収書等）を添付する必要があります。

■扶養家族分の納付額も控除対象となります

扶養家族の国民年金保険料を納付した場合の納付額も、納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整等の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保険料額と合算してください。

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所（☎231局2283）

申告の際は、
必要な書類を
忘れずに！

